

傷病手当金に係る事務手続の変更に伴う経過措置の取扱いについて

事前審査の廃止に伴い、円滑な移行を図るため、下記のとおり経過措置期間を設けます。

1 対象の所属所

- (1) 傷病手当金の給付につき、受給を予定している組合員又は受給中の組合員が在籍する所属所
- (2) 退職後継続受給(資格喪失後の給付)に係る事務を継続中の所属所

なお、上記に該当しない場合は、「2 経過措置期間」以下は確認不要です。

2 経過措置期間

令和8年2月1日から令和8年3月31日まで

3 経過措置の内容

経過措置期間中の手続きは、現在の進捗状況により異なります。下図のフローに従って手続きを進めてください。

